

上富良野町立病院

改革プラン

平成21年度～平成23年度

平成21年3月

上富良野町

「上富良野町立病院の改革プラン」目次

I 改革プラン策定の趣旨

- 1 改革プランの概要
- 2 改革プランの対象期間

II 富良野医療圏について

- 1 富良野医療圏の医療供給状況
- 2 富良野圏域の各病院の機能
- 3 富良野圏域の医療危機

III 上富良野町立病院の現状と取り組んできた改善

- 1 上富良野町立病院の現状
- 2 上富良野町立病院の果たすべき役割
- 3 二つの経営検討会議を設立
- 4 町立病院の経営理念
- 5 診療科の新規開設
- 6 介護療養型老人保健施設への転換
- 7 看護職員の確保対策
- 8 業務内容の見直しによる経営の改善
- 9 住民への周知活動
- 10 病院の設備等の改善

IV 上富良野町立病院の改革プランについて

- 1 目的
- 2 公立病院として今後の果たすべき概要
- 3 経営効率化に係る計画
 - 3-1 民間的経営手法の導入
 - 3-2 経費の削減・抑制対策
 - 3-3 収入増加・確保対策
- 4 再編ネットワークと二次医療圏内の公立病院等の配置の現況
- 5 都道府県医療計画等における今後の方向性
- 6 経営形態の見直しにかかる計画
- 7 点検・評価・公表

I 改革プラン策定の趣旨

公立病院は、診療報酬改定による医業収益の減少及び医師不足による診療体制の縮小などにより、その4分の3の病院の経常収支は赤字に転落し、経営改善を図るための抜本的な取り組みが求められています。

また、平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し、全面施行は平成21年4月からですが、平成20年4月から実質赤字比率などの健全化判断比率及び資金不足比率の公表などその一部が施行されており、地方公共団体の財政運営の一層の健全化が求められています。

政府は、この法律の成立と同じくして経済財政改革の基本方針2007を閣議決定し、社会保障改革の一環として、公立病院改革に取り組むことがその中に明記されました。

総務省は、これを受けて平成19年12月に公立病院改革ガイドラインを策定し、病院を開設している地方公共団体に対して平成20年度内に公立病院改革プランを策定し、平成21年度から3年間で経常収支の黒字化を達成し経営改善を図ること、また、5年以内において二次医療圏単位等での病院の再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しを要請しています。

こうした状況において町民の医療ニーズの変化など医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、上富良野町立病院（以下「町立病院」という。）が、町民に信頼される町立病院としての使命を継続的に果たしていくため、現在まで取り組んだ経営改善と役割を明確にし、具体的な行動指針としてこのプランを策定するものであります。

1 改革プランの概要

このプランは、「町立病院の現状と課題」を検証し「改革プラン」を策定しました。

2 改革プランの対象期間

平成21年度から平成23年度までの3年間とする。

II 富良野医療圏について

1 富良野医療圏の医療供給状況

富良野圏域には、

- 1 上富良野町立病院
- 2 社会福祉法人北海道社会事業協会 富良野病院(以下「富良野協会病院」という。)
- 3 医療法人社団 ふらの西病院(以下「ふらの西病院」という。)
- 4 中富良野町立病院(以下「中富町立病院」という。)

4つの病院があり、詳細は、次表のとおりです。

	市町村名	国勢調査 人口 47,901人	病 院 名	救急 告示	病 床 数		
					一般病床	感染症 病 床	療養病床
1	上富良野町	12,352人	町立病院	○	44床		
2	富良野市	25,076人	富良野協会病院	○	195床	4床	56床
			ふらの西病院		58床		84床
3	中富良野町	5,707人	中富良野町立病院		35床		
4	南富良野町	2,947人					
5	占冠村	1,819人					

2 富良野圏域の各病院の機能

① 富良野協会病院

富良野協会病院は地域の中核を担う病院で、当院と並び圏域ただ2つの救急指定病院の一つである。

内科は循環器内科、呼吸器内科、消化器内科の3科、その他に整形外科、泌尿器科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、麻酔科があります。

② ふらの西病院

ふらの西病院は富良野圏域唯一の民間病院であり、平成17年度まで救急指定病院であったが、平成18年度診療報酬改正とともに救急指定を返上しております。

常勤医は4名で、院長、外科、整形外科などの外科系診療を担当している副院長、内科医師、眼科医師で構成されております。

③ 中富良野町立病院

中富良野町立病院は救急指定を受けていない公立病院で、2名の内科医師で構成されております。

3 富良野圏域の医療危機

町立病院が、現在の医療水準の維持が出来なくなった場合、現在年間2,000人以上の救急外来受診者の大多数は富良野圏域唯一となる救急指定病院の富良野協会病院へなだれ込むこととなります。

このことにより富良野医療圏に重大な負荷を与えるため、地域センター病院である富良野協会病院の崩壊が予想されます。

上富良野町から最も近い旭川の2次・3次救急病院まで救急車を利用して夏場で40分、冬場は1時間近くを要し、重症外傷（交通外傷を含む）、心筋梗塞、大動脈緊急（大動脈瘤破裂・急性大動脈解離）、脳血管疾患（特に出血性疾患）では医師の初療までの時間が生死を分ける場合が多いことが知られており、富良野圏域に救急指定病院が無くなることは即圏域住民生命の重大な危機を意味します。

19年度 上富良野町の救急患者搬送数						
搬送医療機関名	事故種別			搬送数	当病院からの転院要請人数	
	急病	転院搬送	事故等		転院要請人数	利率
上富町立病院	216人	1人	76人	293人	—	
小野沢整形外科	1人		5人	6人		
中富町立病院				0人		
富良野協会病院	13人	37人	14人	64人	35人	32%
ふらの西病院		1人		1人	1人	1%
北の峰病院	2人	2人	1人	5人	2人	2%
旭川医科大学	1人	16人	2人	19人	16人	15%
旭川日赤病院		33人	1人	34人	33人	31%
旭川地区その他	5人	21人		26人	21人	19%
計	238人	111人	99人	448人	108人	100%

Ⅲ 上富良野町立病院の現状と取り組んできた改善

1 上富良野町立病院の現状

町立病院は、糖尿病他の代謝疾患を専門とし内科全般を担当する院長、一般外科・血管外科・小児外科を専門とし外科系疾患全般を担当する副院長、消化器内科を専門とし内科全般を担当する医長の3名の常勤医で構成されています。

さらに、旭川医大および富良野協会病院からの非常勤医師により肝臓専門外来、血液内科外来、循環器内科外来、泌尿器科外来、眼科外来が毎週1回、または隔週に1回開設しています。

町立病院は、富良野協会病院と並び、富良野圏域ただ2つの2次救急指定病院の一つであり、年間2,000人を超える休日・夜間救急診療を行っており、旭川医大第3内科、同第1外科に出張医派遣を依頼し、平日・土曜日曜の時間外診療の一部を担当していただいております。

また、年間出動件数400件以上の救急車出動の80%を受け入れており、重症疾患では脳梗塞、心筋梗塞、急性大動脈解離、重症交通外傷、一般重症外傷、中毒など多岐にわたる疾患の初療・治療、および適切な旭川市等の医療機関への転送を行っております。

町立病院の病床数は一般病床44床に加え、平成20年12月1日に療養病床から転換した、「医療機能併設型老人保健施設」で「介護療養型老人保健施設」の28床の合わせて72床で運営しております。一般診療、救急診療に加え、特別養護老人施設の回診、予防接種業務、健診、往診などを行っております。

		入 院 (療養病床のうち医療型含む)	外 来
年間の 患者数	15年度	13,386人	41,675人
	16年度	12,932人	37,991人
	17年度	11,550人	36,430人
	18年度	11,283人	36,124人
	19年度	12,140人	34,649人
	15年度比較	△1,246人(9.3%)	△7,026人(17%)
一日 平均	15年度	36.6人	168.7人
	16年度	35.4人	156.3人
	17年度	31.6人	149.3人
	18年度	30.9人	148.0人
	19年度	33.2人	142.0人
	15年度比較	△3.2人(9.1%)	△26.7人(8.4%)

2 上富良野町立病院の果たすべき役割

町立病院は、一般病床44床と介護療養型老人保健施設28床と一般診療、救急診療に加え、特別養護老人施設の回診、予防接種業務、健診、往診などの医療提供しております。

旭川医療圏まで40kmと富良野医療圏まで15kmの中間位置に属していることから、町民の医療を担い、救急患者や重傷者を各医療圏へ適切に搬送するゲートキーパー（門番）としての機能を果たすため現在の医療水準を維持することが、上富良野町の医療と富良野圏域の医療が継続できる唯一の手法と考えております。

3 二つの経営検討会議を設立

① 上富良野町立病院経営検討会議（平成19年2月16日設立）

町民が安全に安心して暮らしていける上富良野町を構築するためには、上富良野町立病院が地域住民に良質な医療を効率的に提供していくことが必要であり、医療に従事している町立病院職員が、病院の実態を把握し、自ら襟を正す事項と将来の改善策、病院の運営形態について、町立病院の危機打開、運営効率化を図る方策として、病院職員の意見や提言により改善策を模索するため、町立病院に職員の自主参加方式（20名が参加）で「上富良野町立病院経営検討会議」を組織し、改革に取り組むこととしました。

② 上富良野町立病院運営検討プロジェクト会議（平成19年5月24日設立）

町立病院のあり方や町財政や救急体制における町立病院の役割を検討するため、役場関連組織（企画財政課・行政改革推進事務局、建設水道課、町民生活課、保健福祉課、ラベンダーハイツ、北消防署、町立病院）から「上富良野町立病院経営改善プロジェクト会議」を組織しました。

4 町立病院の経営理念

上富良野町立病院経営検討会議で、町立病院の存在の意義を理解し、多職種で構成されている職員が、共通の病院理念を持って、意識が統一されることを目指すことが必要であるとの意見が出されました。

これを受けて、より良い病院運営のため次のような町立病院の基本理念を20年9月に制定しました。

上 富 良 野 町 立 病 院 理 念

<理 念>

地域住民の皆様の健康を守るため、信頼される病院づくりを目指します。

<基本方針>

- ・安全で良質な医療を提供するため、医療水準の向上に努めます。
- ・医療、保健、福祉と連携し、地域医療の充実に努めます。

5 診療科の新規開設

富良野協会病院との病病連携により、次表の診療科を開設し、循環器内科と眼科は、富良野協会病院への通院が困難な患者さんを優先的に、予約制で診療しております。

開設月日	診療科目	診療日
平成17年10月	泌尿器科	隔週の水曜日で診療開始
平成20年1月	循環器内科	隔週の木曜日で診療開始
平成20年7月	眼科	隔週の木曜日で診療開始

6 介護療養型老人保健施設への転換

国は、医療費が増え続ける中で、引き続き国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとするために、医療制度改革大綱（平成17年12月1日）を定めました。

この方針に基づき、平成18年の通常国会において関係法律が改正され、新しい高齢者医療制度の創設の一方で平成18年度の診療報酬の改定で23年度末までに介護療養病床が廃止されることになりました。

これにより、上富良野町の「第3期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（18年から20年）」の「施設・居住系サービスの利用見込」も見直すことが必要となりました。

上富良野町介護保険計画では、21年度以降の居住系サービスの利用者推計は106名で、この内、町立病院と町外の療養病床の利用者は26名の見込みであり、療養病床が廃止になった後でも、居住系サービスの絶対数の確保のためにも福祉施設等への転換について検討することが必要となりました。

このため、上富良野町立病院運営検討プロジェクト会議で、「福祉・医療・保健」の多方面から検討した結果、町立病院の療養病床（36床）を医療機関併設型小規模老健の介護療養型老人保健施設（28床）に、平成20年12月1日に転換しました。

病床区分		従来の 許可事項	廃止	転換後の計画（72床）	
				病院 （一般病床）	介護療養型老人 保健施設
一般病床		44床		44床	
介護 病床	医療療養病床	16床	- 36床		28床
	介護療養病床	20床			
病床数		80床	- 36床	44床	28床

7 看護職員の確保対策

手厚い看護と病院の経営安定には、看護職員を確保し、入院基本料の安定的な収入が必要であり、次の対策を実施しました。

- ① 平成20年 4月 「看護師等養成修学資金貸付金」の増額改正
- ② 平成20年10月 医師、看護職員と看護補助員を対象に院内保育所を設置
- ③ 入院基本料の推移

日付	平成18年4月1日	平成18年9月1日	平成19年6月1日
基本料	特別入院基本料	13対1	10対1

※1 20年度看護職員配置と入院基本料について

基準 基本料	看護師 比率	在院 日数	入院基本料 一日の金額	入院期間加算		
				14日以内	15日以上 30日以内	31日以上
7対1	70% 以上	19日 以内	基本料	15,550円	15,550円	15,550円
			期間加算	4,280円	1,920円	
			合計	19,830円	17,470円	15,550円
10対1	70% 以上	21日 以内	基本料	13,000円	13,000円	13,000円
			期間加算	4,280円	1,920円	
			合計	17,280円	14,920円	13,000円
13対1	70% 以上	24日 以内	基本料	10,920円	10,920円	10,920円
			期間加算	4,280円	1,920円	
			合計	15,200円	12,840円	10,920円
15対1	40% 以上	60日 以内	基本料	9,540円	9,540円	9,540円
			期間加算	4,280円	1,920円	
			合計	13,820円	11,460円	9,540円
特別入院 基本料	40%未 満		基本料	8,750円	7,300円	5,750円
			期間加算			
			合計	8,750円	7,300円	5,750円

※2 13対1と15対1の「看護補助加算」は、未掲載

- ④ 入院基本料 10対1の看護配置について(一日の入院患者数 30名)

ア 看護職員数の計算

- ・ (入院患者数 ÷ 届出区分) × (一日8時間勤務として3乗する)

$$30人 \div 10 \times 3 = 9人 \text{ (一日9人の看護職員を配置)}$$
- ・ 一日看護配置数 × 一日の勤務時間 × 1ヶ月 ÷ 1ヶ月の勤務時間 = 看護職員数

$$9人 \times 8時間 \times 31日 \div 150時間 = 14.88人$$

- ・ 10対1の場合、30人の入院患者なら14.9人の看護職員が必要

イ 夜勤従事看護職員数の計算

- ・ 町立病院は、2交代の2人の夜勤体制であり

$$\text{夜勤時間} \times \text{看護職員数} \quad 1\text{ヶ月} = 1\text{ヶ月の夜勤総時間}$$

$$16\text{時間} \times 2\text{名} \times 31\text{名} = 992\text{時間}$$
- ・ 夜勤時間は、看護職員72時間として、夜勤従事者の目安は、

$$992\text{時間} \div 72\text{時間} = 13.7\text{人}$$

ウ 結論 入院患者30人で入院基本料10対1の場合の看護師職員数(目安)

- ・ 看護職員は14.9人が必要(内 夜勤可能な看護職員は13.7人)
- ・ 1ヶ月の総体の看護時間の70%は、看護師(正看)であること

8 業務内容の見直しによる経営の改善

平成18年度の診療報酬改定により看護師の複数夜勤勤務体制が実施出来ず、大幅な入院基本料が減収したことにより、平成19年度に約3千4百万円の不良債務が発生することになりました。

このため、町立病院は、経営の改善として経費削減や人件費の抑制のため雇用形態の見直しなど下記の項目について実施してきました。

今後も経費削減した項目を継続し、更なる経費の見直しと診療科目の新規開設による収益の増など職員の問題意識を共有し、さまざまな改革を取り組んでいきます。

18年度と19年度に約4千万円の経費の削減の取り組み結果

項 目	内 訳
1 人件費の削減 △21,000千円	① 薬剤師1名減 ② 事務職(正職員) 1名減 ③ 臨時職員の1年間雇用の廃止、パート化による賃金削減 ④ 業務改善で超過勤務21%の減(−2,508千円)
2 業務の見直し △8,500千円	① 清掃業務の時間短縮 ② エレベーターの点検専門業者に委託 ③ 電話保守点検の中止 ④ ボイラ業務を委託から病院直営 ⑤ 洗濯業務の直営から全面委託
3 負担金見直し △900千円	各職能組織の負担金の人員減と負担金の病院会計負担の見直し
4 追録の中止 △740千円	各種参考図書
5 給食の委託 △8,500千円	平成19年6月から、給食の全面委託 正職員2名減(管理栄養士1名+調理師1名)

9 住民への周知活動

① 広報活動

- 平成19年 7月号 「特集① 町立病院の現状と課題（病院の現状等）」
 平成19年 8月号 「特集② 町立病院の現状と課題（療養病床の廃止）」
 平成19年 9月号 「特集③ 町立病院の現状と課題（経営状況）」
 平成19年12月号 「出張医を紹介します。経鼻内視鏡を導入」
 平成20年 2月号 「出張医から、町立病院の上手な利用のしかた」
 平成20年 3月号 「出張医から、肝臓病について」
 平成21年 3月号 「介護療養型老人保健施設へ転換しました」

② 講演会活動

- 平成20年12月10日に、町立病院講演会を保健福祉総合センターで開催
 「がんの現状と対策」 旭川医科大学病院 鳥本教授
 「お酒と肝臓」 旭川医科大学病院 三好医師

③ 町立病院の運営検討のための、住民への説明会の開催状況は次のとおりです。

開催日	実施団体等
平成19年 4月20日	住民会長 懇談会
平成19年 6月12日	自治労上富良野町職員組合学習会
平成19年 6月13日	出前講座「商工会青年部」
平成19年11月 5日	住民会長 町政懇談会
平成19年11月 9日	出前講座 旭新あずま会
平成19年11月12日	まちづくりトーク（社会教育総合センター）
平成19年11月14日	まちづくりトーク（泉栄防災センター）
平成19年11月15日	まちづくりトーク（セントラルプラザ）
平成19年11月26日	出前講座 ケアハウス入居者
平成21年 1月14日	出前講座 社会福祉協議会
平成21年 1月21日	出前講座 上富良野町民生児童委員協議会
平成21年 2月10日	出前講座 江花親和会
平成21年 2月12日	出前講座 日赤奉仕団

10 病院の設備等の改善

改善箇所等	改善時期	項目
事務室の改善	17年 6月	事務所内の受付カウンター段差の解消
	17年 9月	カルテA4版化
	18年 月	印刷機新規購入
待合室の改善 (患者の利便性向上)	18年 2月	診察券のカード化
	19年 5月	応需薬局ファックスコーナーの移設
	20年 2月	受付窓口の間口の開放
患者玄関の改善	20年 2月	病院を土足利用、玄関のスロープ化、泥おとし、手すりの設置
予防接種会場	19年12月	上富良野中学校 美術部に依頼し装飾
医師第一 当直室の整備	19年 5月	ベッド購入、床張替え、液晶テレビ(地デジ・衛生放送)、DVDプレーヤー、軽食(スナック菓子やカップ麺等)の常設、冷蔵庫に清涼飲料水の配置
医師第二 当直室の新規整備	20年 7月	ベッド購入、シャンプードレッサー
外来看護 当直室の改善	20年 7月	ベッド購入、シャンプードレッサー
病院の駐車場整備	20年 9月	周辺樹木の整備
ナースコールの更新	20年11月	
療養病床の転換	20年12月	介護療養型老人保健施設28床の開設
病院理念	20年 9月	9月議会により設置条例の改正
給食委託	19年 6月	
一階トイレの改修	20年12月	多目的トイレへの改修

IV 上富良野町立病院の改革プランについて

1 目的

平成19年6月の通常国会において「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、財政状況の悪い自治体の早期発見・健全化の仕組みがつくられ、これにより、毎年高額な赤字を計上している病院を抱える自治体は、病院経営の改革が必要となりました。

続いて、平成19年12月24日には公立病院改革ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が示され、病院事業を設置する地方公共団体は、公立病院改革プランを策定し病院事業経営の改革に総合的に取り組むように通知されました。

その中で公立病院の現状については、多くの公立病院の経営が悪化しているとともに、医師不足に伴う診療体制の縮小など、経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況にあるとされ、地方公共団体の財政運営全体の観点からも一層の健全経営が必要であるとされています。

ガイドラインでは、「経営効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」という3つの視点に立った改革を一体的に推進し、全ての公立病院に対して平成20年度中の改革プランの策定と、平成21年度以降3年間での経常黒字の達成を求めています。

2 公立病院として今後の果たすべき概要

上富良野町は、道北（旭川）第三次医療圏まで40kmと富良野第二次医療圏の拠点病院の富良野協会病院までは15kmの中間位置にあります。

町内の医療機関は、上富良野町立病院のほか、民間の3箇所の診療所（1箇所の有床診療所＋2箇所の無床診療所）があり、いずれも時間外診療や救急外来は実施していません。

上富良野町立病院は、一般病床44床と療養病床36床の80床で運営していましたが、診療報酬の削減と医療療養病床の稼働率の低下から経営が悪化し、平成18年度には不良債務が発生し、同年から経営改善に取り組んできており、平成20年12月には、療養病床を廃止し「介護療養型老人保健施設」に転換し経営形態の見直しを終えております。

このため、富良野医療圏の実情をふまえて、従来から取り組んできた経営改善を推し進め、経営基盤を強化し、現在の町立病院の機能を維持することで、改革プランを策定します。

町立病院は、一日の外来患者は150名、入院は、一般病床で31名の入院患者の治療にあたり、平成20年12月1日に開設した、「介護療養型老人保健施設（28床）」により、医療病床と居住サービスの双方を担っています。

診療科目は、内科と外科を常設し、泌尿器科は隔週の水曜日、眼科・循環器内科は毎週金曜日に交代交代で診療し、町民の健康管理に努めています。

町民の70歳以上の7割は上富良野町立病院で看取っており、高齢者の医療はもとより、

町民が健康で安全安心に暮らせるまちづくりのため救急体制を維持し、検査機能の充実した入院機能を備えた病院運営が使命であります。

また、当病院からの第二次三次医療機関への搬送は、富良野協会病院に30%、旭川市の医療機関に70%の割合で、高度専門医への搬送紹介により、町民のかかりつけ医としての医療の機能を担っており、現状の医療機能で存続を目指すものであります。

3 経営効率化に係る計画

3-1 民間的経営手法の導入

平成19年2月に町立病院の職員で設立した「上富良野町立病院経営検討委員会」において、各部門別で経営のあり方や経費の削減を検討しました。特に、「職員を臨時職員で直接雇用した場合」「事務職員の正職員を削減し臨時職員を増員した場合」「洗濯業務を民間会社に委託した場合」など、それぞれの部署で多様な雇用形態による、経費の比較検討を実施しました。

また、調剤業務については外来患者の90%を、応需薬局を利用することにより、薬剤師の人件費の削減と医薬品の適正在庫管理に努め、経費の削減を実施しています。

3-2 経費の削減・抑制対策

平成18年度から取り組んでおります、経費の削減等により、「ボイラ業務」を一部委託から町の臨時職員による直営に転換し、「洗濯業務」「給食業務」については全面委託を実施し、また、窓口業務の「受付・会計・請求」「入院の計算請求」については、専門的な知識と最新の情報が必要なため、専門業者に委託を実施しております。

また、1ヶ月ごとの入院患者数と在院日数の数値を医師と看護師部門、事務部門が共有し、病院の経営の安定化に努めています。

3-3 収入増加・確保対策

町立病院の診療科目は、平成13年3月に産婦人科の廃止に伴い、外科と内科の二科目となりましたが、平成17年10月に「泌尿器科」を隔週水曜日に診療を実施し、平成20年1月から「循環器内科」、同年7月から「眼科」をそれぞれ隔週の金曜日に診療を開始しており、現在5科の診療体制により患者サービスの向上と診療報酬の増収に努めております。

また、一般病床は、看護職員の育成と確保に努めながら、入院基本料の10対1を維持し、平均在院日数21日以内を維持し、病床の有効利用を図っております。

20年12月に開設した「介護療養型老人保健施設（28床）」は、ほぼ満床で運営しており、療養病床と比較し年間2千万円以上の収益の増を予定しており病院の安定経

営に努めてまいります。

未収金の発生防止については、平成16年度からの各単年度の未収金額は、20万円を下回っており、平成19年度の未収金は約9万円と始めて単年度の未収金が10万円を下回り、経営の効率化に努めております。

病院経営には看護職員を確保し、入院基本料の安定的な収入が必要であり、平成20年4月に「看護師等養成修学資金貸付金」の増額改正により看護職員の確保に努め、救急医療体制の維持を図りながら、現在の診療体制を維持していきます。

また、平成20年10月に院内保育所を設置し、看護師の安定確保に努めています。

4 再編ネットワークと二次医療圏内の公立病院等の配置の現況

二次医療圏である富良野医療圏域は、1市3町1村で構成し、富良野市の富良野協会病院をセンター病院として、上富良野町立病院（44床）と中富良野町立病院（35床）と、南富良野町と占冠村のそれぞれ無床の診療所の医療体制であります。

上富良野町は、富良野協会病院まで15kmで旭川医大までは40kmの距離であり上富良野町立病院から患者の転送については、富良野協会病院へ30%と旭川市内には70%の患者転送を実施しており、高度医療については、旭川の医療圏にゆだねています。

今後とも、富良野圏域自治体病院等広域化・連携検討会議において、1市3町1村と富良野協会病院と富良野医師会と協議を進めてまいります。

5 都道府県医療計画等における今後の方向性

北海道の自治体病院等広域化・連携構想では、富良野圏域は、富良野協会病院をセンター病院として位置づけており、上富良野町立病院と中富良野町立病院を診療所への縮小する構想をしています。

しかし、上富良野町立病院の救急搬入も含む時間外診療の2,000名の患者を、富良野協会病院は受け入れるだけの診療体制が整っておらず、上富良野町立病院が富良野協会病院や旭川の総合病院に対するゲートキーパー（門番）の役割をしています。

よって、北海道の医療計画の上富良野町立病院の診療所化にし、救急外来等を中止した場合は、富良野協会病院が疲弊し、富良野医療圏が崩壊することは必然的であり、上富良野町立病院は、今後も、現在の規模で運営していく予定であります。

6 経営形態の見直しにかかる計画

町立病院は、昭和57年から一般病床80床で運営しておりましたが、平成12年の介護保険制度の開始に伴い、一般病床44床と療養病床36床（介護20床+医療16床）に変更し運営しておりました。

しかし、介護療養病床はほぼ100%の稼働でしたが、医療療養病床の稼働率が10%と低いため効率が悪く、経営の改善が求められておりました。

国の23年度末の介護療養病床の廃止を受けて、20年12月1日に療養病床36床を全廃し、「介護療養型老人保健施設(28床)」を開設し、合わせて一般病床の44床に併設した「医療機関併設型小規模老人保健施設」として、現在満床で運営することにより、収益増による経営の安定と医療と福祉の充実を図っています。

7 点検・評価・公表

町立病院の職員で構成する①「上富良野町立病院経営検討委員会」を設立し、委託経費や人件費の削減、接遇や病院理念作成などの内部改革を実践し、経費の削減と抑制対策を進めております。

平成19年5月に、役場組織の医療と福祉、介護にかかる関係課と消防の構成する②「上富良野町立病院運営検討プロジェクト会議」を設立し、町立病院の内部改革と合わせて上富良野町における医療の在るべき姿と経営の改善に取り組んでまいりました。

また、町民有識者代表(5名)により現に組織されていた③「上富良野町立病院運営審議会」において、病院の経営はもとより病院運営全般について検討体制を維持していきます。

以上の3組織において、本改革プランの点検・評価を行い、町広報紙やホームページなどで点検結果を公表していきます。